

☆今年2月にこのハイツ内で大きな火災が発生しました。この火災によって複数のご家族に被害が発生しました。

「火災に備えて：火災保険の重要さと火災発生時の心得」を説明します。

① 火災保険の必要性

火災保険は火事のみならず風害・雪害・水害など様々な災害等に幅広く補償が認められている損害保険です。しかし、もらい火の場合は火元に対して金額請求が出来ないことが一般的です。

② 火災保険の補償範囲（主なもの）

1) 火災の場合

- ・自宅の火災
- ・隣家の火事で自宅に燃え移った
- ・消防車の放水で被害を受けた

2) 水漏の場合

- ・上階の家からの水漏で被害を受けた

3) 風害の場合

- ・強風で屋根や車庫が壊れた

4) 落雷の場合

- ・落雷での火事、屋根や壁、電化製品が壊れた

③ 失火責任法

失火責任法とは過失によって火災を発生させた場合は、原則として民法上の損害賠償責任を負わないことを定めた法律です。

すなわち、被害を受けた人はそれぞれ自分で火災保険に入る事が重要です。

マンション火災では共有部分も損害を被ります。共有部分の損害は管理組合が加入している火災保険で修復費用を補償することになります。

火災保険は火災・風水害等に補償有

火災



水害



火災保険の主な補償内容



④失火責任法の例外（損害賠償責任が生ずる）

- 1) 自然な消耗による経年劣化
- 2) 被保険者に重大な過失があると見なされた場合
- 3) 子供の火遊びが原因で起きた火災

保険会社が子供に賠償請求することがあります。
そうすると親が肩代わりすることになり、
保険金が支払われる可能性は低くなります。

4) 地震・津波・噴火が原因となる損害

地震・津波・噴火等の大災害は「**地震保険**」
でしか補償されないことになっています。 **その**
ため、これらの災害に備える場合は地震保険に別
途加入する必要があります。

地震・津波・噴火が原因となる火災は
地震保険しか適応されません



特約例：盗難補償付き火災保険

⑤火災保険特約

一般的に特約は単独で加入することはできず、特約
だけを外すことが出来ても、主契約を解約して特約だけ
を残すことは出来ません。

任意に加入できるオプションが「特約」です。

「特約」内容は保険会社に確認下さい。



火災は初期対応が大切です

⑥火災発生時の心得（初期対応）

- 1) **勇気をもって初期消火を！**
- 2) **玄関の非常ベルを押し、援助を求め 119 番通報**
- 3) 天井に火が移ったら、早く逃げる
- 4) **避難時は、燃えている部屋の窓やドアを閉める**
- 5) 隣近所と協力しあって、延焼防止を！



《 お知らせ 》

秋の防災訓練：9月29日（日曜日） 10:00 スタート

・**インターネットで防災隊の活動及び防災通信が閲覧できます。**（下記に閲覧方法を紹介します）

- ① インターネットの検索欄にドリーム燦燦（さんさん）と入力して検索します。
- ② その**ドリーム燦燦**をクリックして開き、画面の右欄にある「全体の予定表」の最下段にある「**プラス 地域の活動団体**」の最下部「**県ドリームハイツ防災隊トップ**」をクリックします。
- ③ 画面の左欄にある「**防災隊メニュー**」で防災組織他、防災隊の活動が分かります。
- ④ 「**防災隊メニュー**」の**防災通信**をクリックすれば**防災通信 No.2**から閲覧できます。

防災通信は防災ファイルに綴じておいて下さい